

2022年（令和4年）12月8日

藤沢市教育委員会 御中

藤沢市個人情報保護審査会
会長 篠崎 百合子

「いじめ防止対策推進法にもとづき特定個人のいじめについて教育委員会が実施した調査に係る報告書、及びその調査資料となったすべての行政文書」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する審査請求について（答申）

2022年（令和4年）2月16日付け（諮問第26号）で諮問された「いじめ防止対策推進法にもとづき特定個人のいじめについて教育委員会が実施した調査に係る報告書、及びその調査資料となったすべての行政文書」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市教育委員会（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「いじめ防止対策推進法にもとづき特定個人のいじめについて教育委員会が実施した調査に係る報告書、及びその調査資料となったすべての行政文書（以下、「本件文書」という。）」の管理情報開示等請求に対し、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下、「条例」という。）第23条第1号及び同条5号の規定に基づき、2021年（令和3年）10月21日付けでした管理情報開示一部承諾決定処分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

第2 本件諮問までの経過

- 1 審査請求人は、2021年（令和3年）8月24日付けで、実施機関に対し、条例第20条により、本件文書について、管理情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、対象文書を特定日付事故報告ほか24件の文書と特定し、同年10月21日付けで、審査請求人に対し、管理情報開示・訂正等一部承諾決定通知書別紙「開示することができない部分の内容及びその理由」の「開示することができない部分」記載の情報（以下、「本件非開示部分」という。）を非開示とする一部承諾決定処分（以下、「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年11月24日付けで、本件処分の取り消し

を求めて審査請求を行った。

- 4 実施機関は、2022年（令和4年）2月16日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に対し、条例第44条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 対象文書の特定について

実施機関が対象文書として特定した文書以外にも、以下のとおり、本件開示請求の対象となる文書が存在すると考えられる。

（省略）

2 非開示決定について

（省略）

第4 実施機関の主張要旨

- 1 本件開示請求に対し、実施機関が対象文書として特定した文書は、次のとおり大きく4つに分類される。

- ①事故報告とその別添資料
- ②教育委員会が実施した調査にかかる聞き取りの記録
- ③教育委員会が実施した調査についての方針検討等の文書
- ④教育委員会が実施した調査報告書

- 2 これらにつき、本件処分を行った理由は以下のとおりである。

① 事故報告とその別添資料について

事故報告は、学校で起きた事件・事故の状況や対応についての報告文書であり、「記入者」欄記載の教育委員会の担当者が聞き取ったものや対応の経過等をまとめた文書である。学校が作成した報告書等を資料として受領した場合には、これを事故報告書に添付して作成される。

事故報告には、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる箇所、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより当該開示請求に係る本人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある箇所があるため、この部分を非開示とした。また、事故報告には、作成者の率直な考えが記載されている箇所があり、これが開示されることとなった場合、今後、同種の事務に係る記録の作成にあたって、作成者が率直な考えの記載を差し控える等、記録が形骸化し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、この部分を非開示とした。なお、具体的な該当箇所と非開示理由の対応関係は、本件処分の決定通知書別紙「開示することができない部分の内容及びその理由」記載のとおりである（以下、同じ）。

② 教育委員会が実施した調査にかかる聞き取りの記録について

この文書は、〇〇〇〇年に教育委員会が実施した調査において対象となった教員や生徒児童からの聞き取り内容を記録したものである。

生徒児童の聞き取り内容の記録については、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができ、または、開示することにより当該開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示とした。教員の聞き取り内容の記録については、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる箇所、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより当該開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがある箇所及び当該いじめ調査に係る担当者等の率直な考えが記載されており、開示されることとなった場合、今後、同種の事務に係る記録の作成にあたって、作成者が率直な考えの記載を差し控える等、記録が形骸化し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある箇所を非開示とした。

③ 教育委員会が実施した調査についての方針検討等の文書について

この文書は、〇〇〇〇年に教育委員会が実施した調査について、調査を開始するにあたり、その方向性、調査の対象となった関係者と教育委員会の担当者とのやり取り及び追調査に向けての方針検討等をまとめたものである。

この文書のうち、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる箇所、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより当該開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害する箇所及び当該いじめ調査に係る担当者等の率直な考えが記載されており、開示されることとなった場合、今後、同種の事務に係る記録の作成にあたって、作成者が率直な考えの記載を差し控える等、記録が形骸化し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある箇所を非開示とした。

④ 教育委員会が実施した調査報告書について

この文書は、〇〇〇〇年に教育委員会が実施した調査の報告書である。報告書のうち、当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる箇所及び当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより当該開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがある箇所を非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。)第23条は、第1項において「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」、第2項において「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の

設置者に報告するものとする。」と規定し、同法第24条は、「学校の設置者は、前条第2項の規定により報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。」と規定する。

本件文書は、いじめ防止法第24条後段に基づき、特定個人（本人）につき、実施機関が自ら調査を行った事案の調査（以下、「本件調査」という。）に係る報告書及び当該調査過程において作成された文書その他報告書を作成するにあたり用いた資料であり、報告書を含め計25通の文書である。便宜上、本件処分の決定通知書別紙「開示することができない部分の内容及びその理由」記載の順に1番から25番の付番をし、以下、「1番の文書」等という。

2 対象文書の特定について

(1) 審査請求人は、実施機関が対象文書として特定した1番乃至25番の文書のほかに、①本人が○学校○年在学当時の記録、②○○○○年○月以降本件開示請求までの間に作成された文書が存在すると考えられると主張するので、この点について検討する。

(2) ①本人が○学校○年在学当時の記録について

実施機関が対象文書として特定した文書の作成年月日を見ると、審査請求人の指摘するように、7番の文書が作成されてから次の8番の文書が作成されるまで約○年あり本人が○学校○年在学時の文書は含まれていない。

この点につき、審査請求人は、本人が○学校○年在学当時、学校から、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○との説明を受けていたことから、○○○○○○○○○○○○○○○○○○とは考えられないと主張する。

一方、実施機関は、請求対象文書は「教育委員会が実施した調査に係る報告書、及びその調査資料となったすべての行政文書」であるところ、調査資料としたのは1番乃至25番の文書（ただし22番の文書は報告書）がすべてであるとする。

この点、本件調査開始（○○○○年○月）以前に作成され、調査資料とされている「事件・事故報告書 相談記録表」を見分したところ、当該文書は、教育委員会に対し、学校関係者から報告があった場合、または、保護者等から相談があった場合に、教育委員会においてその内容を記録したものである。したがって、学校において本人や加害側児童への対応が引き続き行われていた場合でも、教育委員会に対し、学校関係者または保護者等から報告・相談がなければ「事件・事故報告書 相談記録表」は作成されない。また、報告書（22番の文書）を見分したところ、実施機関が「調査資料」として特定した対象文書によっては認定しえない事実等が記載されていることも認められない。

以上のとおり、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、他に調査資料となった文書が存在するとは認められない。

②開示請求の対象として特定した文書の作成以降本件開示請求時までに作成された文書について

整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

と記載されている。

また、「結果公表に際した個人情報保護」として、

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

と記載されている。

本件文書について条例第23条所定の非開示理由が存するかの判断にあたっては、上記「調査ガイドライン」の趣旨を斟酌してなされるべきものと考えられる。

4 本件非開示部分について

(1) 本件非開示部分は、①本人及び法定代理人である審査請求人以外の者の氏名等、②本人及び審査請求人以外の者に対し、学校や教育委員会が実施した面談・聞き取りの内容、③学校教員や教育委員会職員の評価や判断等の内容に大別され、①は条例第23条第1号前段（当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの）、②は同項後段（当該開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより当該開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの）、③は同条第5号（事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）該当として非開示とされている。

(2) 1番、2番、3番、4番、8番及び9番の文書の〇〇〇〇について

本件文書を見分したところ、1番、2番、3番、4番、8番及び9番の文書の〇〇〇欄は、1文字目から27文字目に事件・事故内容が端的に記載され、28文字目以下は教育委員会職員の評価・判断が記載されている。したがって、28文字目以下は、条例第23条第5号に該当するが、1文字目から27文字目までは非開示とすべき理由はなく、開示すべきである。

なお、審査請求人も指摘するとおり、一般には〇〇〇〇は文書作成者の主観（評価・判断）を入れた記載とはしないと思われる。文書管理の観点からも主観を入れた〇〇〇〇は適切でないと考えられるから、今後の報告書の作成に当たっては留意されたい。

(3) 12番の文書について

12番の文書は、条例第23条第1号前段または後段該当として非開示とされている。しかし、2頁目の上から4行目から11行目までは、学校や教育委員会による趣旨説明が記載されているのであって、同条第1号に該当せず、また他に非開示とすべき理由も存しないと考えられるので、開示すべきである。

この点につき、実施機関は、学校における個人面談記録はその全体が個人情報であって条例第23条第1号に該当すると主張する。しかし、12番の文書は、実施機関によるいじめ防止法第24条に基づく調査開始前ではあるが、特定個人(本人)に対するいじめに関する聞き取りを目的として実施されたものであり、「調査ガイドライン」の趣旨が尊重されるべきであるから、文書全体につき個人情報を理由に非開示とすることは妥当でない。

(4) 23番の文書について

23番の文書は、条例第23条第1号前段または後段該当として非開示とされている。しかし、「1」項の上から8行目の12文字目以降、同16行目の21文字目以降、同20行目の21文字目以降には、教育委員会の担当職員の氏が記載されており、条例第23条第1項ウに該当するから、開示すべきである。

また、「1」項の上から17行目の記載内容は、教育委員会職員の評価・判断であって条例第23条第1号には該当しないが、同第5号該当を理由とする非開示が妥当である。

(5) その余の文書について内容を見分したところ、上掲①には、本人及び審査請求人以外の者であって条例第23条第1号但し書ウに該当しない者の氏名、氏または名、特定人との親族関係が記載されており、条例第23条第1号前段に該当すると判断される。

上掲②には、本人及び審査請求人以外の者との面談・聞き取り内容の詳細が具体的に記述されており、条例第23条第1号後段に該当すると判断される。

また、上記③には、学校教員や教育委員会職員の評価・印象・意見等が率直に記載されているところ、「民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的として」という事務目的(藤沢市いじめ防止対策基本方針(平成26年2月)IV2(2))に照らし、開示することにより、率直で具体的な記載がなされなくなるといった支障が生ずるおそれがあると認められる。よって、条例第23条第5号に該当すると判断される。

5 よって、実施機関が本件文書について管理情報一部非開示決定した処分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきであり、その余の部分の非開示は妥当であると判断した。

以上

(別表)

文書の番号	開示すべき部分
1番	〇〇〇〇の1文字目から27文字目まで
2番	〇〇〇〇の1文字目から19文字目まで
3番	同上
4番	同上
8番	〇〇〇〇の1文字目から27文字目まで
9番	同上
12番	2頁目の上から4行目から11行目まで
23番	「1」項の上から8行目の12文字目から末尾まで 同16行目の21文字目から末尾まで 同20行目の21文字目から末尾まで

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2022年2月16日	諮問
7月13日	審査会 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
8月30日	審査会 実施機関からの意見聴取 審議
12月8日	答申

第18期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2022年4月1日～2024年3月31日)

氏名	役職名等
○小澤 弘子	弁護士
◎篠崎 百合子	弁護士
山田 峰彦	医師
吉田 眞次	公認会計士

◎会長 ○職務代理者